

(仮称)練馬区自治基本条例を考える
区民懇談会 提言

平成 18 年(2006年)7月

(仮称)練馬区自治基本条例を考える区民懇談会

「提言」をするにあたって

(仮称)練馬区自治基本条例を考える区民懇談会の第1回が開かれたのは、平成17年(2005年)6月15日のことでした。不安げな様子で集まった区民委員は、いま、堂々たる意見を開陳する見事な論者になったといつてよいでしょう。それは、ワークショップの回を重ね、起草部会での討議を重ねるほどに明確になっていきました。

仕事が終わってからの午後6時半からの会議は、ひとしお大変でした。気持ちが萎えることなく最後まで議論に参加し、世話人を引き受け、起草部会で格闘された委員の皆さんにまず拍手を送りたい。

学識の先生方との呼吸も次第によくなってきて、最終コーナーでは一種の同士意識が芽生えていたのではないのでしょうか。私が、会長として全体の運営にだけ心を配る役に徹したことがよかったのかもしれない。それにしても、区民委員のがんばりはもちろん、それに先生方の気長なつきあい方が加わって、はじめて「提言」にまでこぎ着けることができました。

事務局を担当された職員の働きは、見事なまでに黒子に徹して、区民委員の議論に寄与する資料の提供をしたり、ときに一緒にワークショップに加わったりと、実に地味な役回りをひきうけてくれました。おそらく、コンサルタントとして参加した(株)日本能率協会総合研究所の皆さんも、会議記録の作成や論点整理などで私たちが帰った後の大変な仕事を引き受けてくれたのだと思います。毎回熱心に傍聴された区民の存在もわたしたち委員には励ましでありました。

この「提言」は、このような多くの人の熱意と研鑽とそして討論を通じた相互理解のなかから生み出されたものです。提言の中には、行政に対する区民の思いや注文にとどまらず、区議会の権能や議員に関する内容も含んでおりますが、区長をはじめ、区議会議員の皆さんにもそのことをくみ取っていただいて、条例化に当たっては両者が調整に努め、十分にこの「提言」が実現するようお願いしたいと思います。

平成18年(2006年)7月3日

(仮称)練馬区自治基本条例を考える区民懇談会
会長 辻山 幸宣

(仮称) 練馬区自治基本条例を考える区民懇談会 提言

【目次】

前文	1
序章 用語の定義	3
第1章 目的	4
第2章 練馬区の最高規範	5
第3章 自治の基本原則	6
3-1 区民を主体とした自治	
3-1-1 区民主権	
3-1-2 情報の共有	
(1) 情報の発信	
(2) 情報の公開	
(3) 情報の管理・保護	
3-1-3 選挙を通しての参加・参画と直接の参加・参画	
3-2 名実ともに自主的・自立的な地方公共団体	
第4章 区政運営の基本原則	8
4-1 区民の主体性重視	
4-2 説明責任・応答責任	
4-2-1 説明責任	
4-2-2 応答責任	
4-3 公益の追求と個々の権利・自由の尊重とのバランス	
4-4 民主的・能率的な区政運営	
4-5 公平・公正で透明な区政運営	
4-6 自主的な財源確保と適正かつ健全な財政運営	
4-7 体系的・計画的な区政運営	
4-8 この条例を踏まえた運営・見直し	
4-9 (仮称) 練馬区自治基本条例の遵守	
第5章 区民等	11
5-1 区民の権利	
5-2 区民の知る権利	
5-3 区民の責務	
5-4 不利益な取り扱いの禁止	
5-5 事業者の権利・責務	

第6章	区政への参加・参画	13
6-1	執行機関への参加・参画	
6-1-1	政策提案制度・予算提案制度	
6-1-2	政策立案段階からの参加・参画（パブリック・インボルブメント）	
6-1-3	区民意見反映制度（パブリック・コメント）	
6-1-4	政策評価	
6-2	議会への参加・参画	
6-2-1	諮問機関の設置	
6-2-2	議案提案制度	
6-2-3	陳情・請願の際に発言する機会の確保	
6-2-4	議会との対話	
第7章	執行機関等	16
7-1	執行機関の役割・責務	
7-2	区長の役割・責務	
7-2-1	区長の役割	
7-2-2	区長の責務	
7-3	職員の役割・責務	
第8章	議会等	17
8-1	議会の位置づけ	
8-2	議会の役割・責務	
8-2-1	議会の役割	
8-2-2	議会の責務	
8-3	議員の役割・責務	
8-3-1	区民の意見・要望の反映	
8-3-2	政策立案能力の向上	
8-3-3	議会運営の常なる見直し	
8-4	議会事務局の役割・責務	
第9章	コミュニティ	19
9-1	コミュニティ	
9-2	コミュニティ活動・組織	
9-2-1	コミュニティ活動・組織への参加・参画	
9-2-2	コミュニティ活動・組織の育み	
9-3	コミュニティ活動・組織の支援	
9-4	協働	
第10章	住民投票	21

第11章 区政運営一般	22
11-1 行政手続	
11-2 行政評価	
11-3 事業・団体	
11-4 (仮称) 自治推進委員会	
11-5 国・都との関係	
11-6 他の地方公共団体との関係	
第12章 (仮称) 練馬区自治基本条例の改定方法	24
資料	25

前文

なぜいま、「(仮称)練馬区自治基本条例」の制定が必要か

昭和22年(1947年)4月、東京都は35区制から合併により22区制となり、その4ヵ月後の8月1日、板橋区より分離独立し、「練馬区」が誕生しました。

それから半世紀以上を経て、わが練馬区は、23区有数の緑豊かな住環境にも恵まれ、また都心への交通の便もあって、多くの転入者を受け入れつつ発展して参りました。

しかし、人口が増えるにつれ、宅地開発による緑地の減少、超高層ビルを含む高層マンションの急増もあって住環境は大きく変化しました。また犯罪の発生件数も増加しました。核家族化も進み、世代間交流の断絶など、近隣との関係にも変化が現れました。

一方、阪神・淡路大震災や都市型水害を契機として、「住民自治」への意識が芽生えてきました。

時を同じくして、地方分権改革の一環として地方自治法の抜本的改正がなされました。

区民にとって最も身近な自治体は、練馬区です。「わたしたちのまち・練馬区」は、名実ともに自主的・自立的な地方公共団体を目指し、参加型のまちづくりを立場の違いを乗り越えて押し進めることが期待されています。

今の練馬区をしっかりと見据え、未来へ向けて区民が自らまちづくりを進めるための、そして区がそれを区民とともに実現してゆくための、大きな道しるべとして今必要なものが、「練馬区の最高規範」として位置づけられる、(仮称)練馬区自治基本条例です。

■ 基本的な考え方

前文は、以下に示す構成に従って伝えるべき内容を簡潔に、わかりやすく表現することに留意しながら案を作成しました。

① 練馬区の成り立ちと背景、引き継ぐべき資源

- ・ 板橋区から分離独立により誕生
- ・ 緑豊かで便利な住環境の中で発展

② まちづくりの課題

- ・ 人口増加の中での住環境の変化
- ・ 近隣関係やコミュニティの変化

③ 自治拡充の必要性と目指すべき新たな自治の形

- ・ 名実ともに自主的・自立的な地方公共団体を展望
- ・ 参加型のまちづくり推進

④ 条例の位置づけ、区民の決意

- ・ 未来へ向けて区民自らのまちづくり
- ・ 練馬区の最高規範

序章 用語の定義

本条例で用いる用語は、以下の通りです。

- ①住民 : 練馬区内に住所を有する者
- ②区民 : 住民、区内に在勤・在学する者および活動する者
- ③事業者 : 区内において事業活動をする者
- ④区民等 : 区民および事業者
- ⑤区 : 議会、執行機関および補助機関（職員）
- ⑥執行機関 : 区長および行政委員会・委員
- ⑦コミュニティ : 地域における多様な人と人とのつながり
- ⑧コミュニティ活動・組織 : コミュニティを基盤とする活動・組織
- ⑨協働 : コミュニティと区が対等に連携・協力し、自治を実現すること

第1章 目的

本条例は、練馬区の自治の基本理念、原理および原則等を明らかにするとともに、区民および区の役割を定めることにより、自治を実現することを目的とします

第2章 練馬区の最高規範

(仮称) 練馬区自治基本条例は、練馬区の最高規範です

■ 基本的な考え方

(仮称) 練馬区自治基本条例は、自治の基本理念、原理・原則や手続きに関することを定めるものであり、練馬区の最高規範と位置づけます。

区は、法令等の解釈・運用や条例等の制定改廃にあたっては、本条例に基づく必要があります。

第3章 自治の基本原則

3-1 区民を主体とした自治

3-1-1 区民主権

練馬区の自治は、区民による区民のためのものです

3-1-2 情報の共有

練馬区に関する情報は、区民と区によって、共有されます

また、情報共有の具体的方法として、以下の仕組みがあるべきです

(1) 情報の発信

区は、練馬区に関する情報を区民に発信しなければなりません

(2) 情報の公開

区は、練馬区に関する情報を区民に公開しなければなりません

(3) 情報の管理・保護

区は、練馬区に関する情報を区民が適正に利用できるように、管理・保護しなければなりません

3-1-3 選挙を通しての参加・参画と直接の参加・参画

区民は、選挙を通して参加・参画し、また直接に区政に参加・参画します

3-2 名実ともに自主的・自立的な地方公共団体

区は、名実ともに自主的・自立的な地方公共団体を目指します

■ 基本的な考え方

3-1-1 区民主権

区民主権は、自治や分権の理念から導き出される当然の基本原則です。

区政の都合や外部の不当な圧力などで脅かされるものであってはなりません。

3-1-2 情報の共有

自治は、それに要する情報がなければ、また、区民に共通の認識がなければ、

十分に行うことはできません。そのため練馬区に関わる全ての情報は、原則として、区民と区との財産として共有される必要があります。

3-1-3 選挙を通しての参加・参画と直接の参加・参画

① 選挙を通しての参加・参画

住民は、選挙を通して区長・区議会議員を選ぶことにより間接的に区政に参加・参画しています。自らの投票行動により「投票した人を信頼」し、区政を託しています。

② 区政への直接参加・参画

①以外にも、各種諮問委員会への参加・参画や区長への提言なども区政への参加・参画であり、今後はこの機会を飛躍的に拡大するとともに新たな方法も導入すべきです。

3-2 名実ともに自主的・自立的な地方公共団体

練馬区は東京都の特別区として、特別の性格をもつ地方公共団体（特別地方公共団体）と位置づけられ、都道府県・市町村のような普通地方公共団体とは区別されています。しかし、この区別によることなく、練馬区は名実ともに自主的・自立的な地方公共団体を目指し、区民による自治を実現すべきです。

第4章 区政運営の基本原則

4-1 区民の主体性重視

区は、区民の主体性を重視して、区政を運営しなければなりません

4-2 説明責任・応答責任

4-2-1 説明責任

区は、区民に対し練馬区に関する情報をわかりやすく説明する責任を負います

4-2-2 応答責任

区は、区民の意見、要望、提案等に対して、速やかに応答する責任を負います

4-3 公益の追求と個々の権利・自由の尊重とのバランス

区は、区政運営にあたり公益の追求と個々の権利・自由の尊重とのバランスをはからなければなりません

4-4 民主的・能率的な区政運営

区は、民主的かつ能率的に区政を運営しなければなりません

4-5 公平・公正で透明な区政運営

区は、公平・公正で透明性の高い開かれた区政運営をしなければなりません

4-6 自主的な財源確保と適正かつ健全な財政運営

区は、自主的な財源の確保に努め、適正かつ健全に財政を運営しなければなりません

4-7 体系的・計画的な区政運営

区は、体系的かつ計画的に区政を運営しなければなりません

4-8 この条例を踏まえた運営・見直し

区は、この条例を踏まえて区政を運営し、見直さなければなりません

4-9 (仮称)練馬区自治基本条例の遵守

区は、練馬区の最高規範である本条例を遵守しなければなりません

■ 基本的な考え方

4-1 区民の主体性重視

区が、区民主権（3-1-1）を踏まえて区政を運営しなければならないことは当然のことです。

4-2-1 説明責任

情報の共有（3-1-2）のためには、区が、練馬区に関する情報をわかりやすく説明する責任を負うことが必要です。

4-2-2 応答責任

区民からの何らかの働きかけがあった場合には、区は必ず何らかの言動をもって応えるという応答性が確保されなければならず、そのために区が速やかに応答する責任を負うことが必要です。

4-3 公益の追求と個々の権利・自由の尊重とのバランス

区は、公益の追求と、個人の権利・自由の尊重とを区政運営の目的とし、公益と私益のバランスをはからなければなりません。

4-4 民主的・能率的な区政運営

区には、民主的な手続き・過程を踏まえた上で、能率的に区政を運営することが求められます。

4-5 公平・公正で透明な区政運営

区政運営は、誰に対しても公平・公正で、かつその透明性が確保されてこそ適切なものとなります。

4-6 自主的な財源確保と適正かつ健全な財政運営

区は、都区制度という特別な制度のなかでも自主的な財源の確保に努め、適正かつ健全に財政を運営しなければなりません。

4-7 体系的・計画的な区政運営

区は、（仮称）練馬区自治基本条例における自治の仕組みのもとで、基本構想や基本計画、各種計画・危機管理・政策などについて、体系的かつ計画的に区政を運営しなければなりません。

その一方で、区政運営は区民との関係や時代の変化に対応したものとなるよう、絶えず柔軟に見直される必要があります。

4-8 この条例を踏まえた運営・見直し

(仮称)練馬区自治基本条例が、練馬区の最高規範(第2章)であることから、この条例に基づき区政は運営されなければならない、またそれがなされているかどうか常に見直されなければなりません。これは、最高規範性の担保の一手法でもあります。

4-9 (仮称)練馬区自治基本条例の遵守

(仮称)練馬区自治基本条例が、練馬区の最高規範(第2章)であることから、区はこの条例を遵守しなければならないことは当然です。またこれが、(仮称)練馬区自治基本条例の最高規範性を担保する一手法でもあります。

第5章 区民等

5-1 区民の権利

区民は、自治を担い、区政を創造する権利を有します

5-2 区民の知る権利

区民は、練馬区に関する情報を知る権利を有します

5-3 区民の責務

区民は、自治を育むよう努めます

5-4 不利益な取り扱いの禁止

区民は、本章における権利の行使・不行使のために区民等および区より不利益な取り扱いを受けません

5-5 事業者の権利・責務

事業者は、区民や区とともに自治を担う権利を有し、責務を負います

■ 基本的な考え方

5-1 区民の権利

区民が練馬区の主権者（3-1-1）であることから、区民には、自治を担い、区政を創造する権利があります。

5-2 区民の知る権利

区民が練馬区の主権者（3-1-1）であり、情報の共有（3-1-2）が自治の基本原則であることから、区民には練馬区に関する情報を知る権利があります。

5-3 区民の責務

区民は自治の主体ですから、みずからよりよい自治を育むことに努めなければなりません。これは、区民の権利の行使が、同時に責務を果たすことになり、それらがあいまってよりよい自治が育まれるという相乗作用を意味します。

なお、青少年が区民に含まれることは当然ですが、青少年はその年齢に応じ

た自治への参加・参画の権利を保障されるべきです。

5-4 不利益な取り扱いの禁止

区民が、本章の権利の行使・不行使のために、他の区民等や区から不利益な取り扱いを受けてはなりません。万が一、不利益な取り扱いを受けた場合の救済措置は、別途条例などで規定される必要があります。

5-5 事業者の権利・責務

事業者は、「練馬区のまちづくり」に参加・参画し、区民や区とともに自治を担う権利と責務を負います。同時に地域での環境への配慮や地域社会との調和・協調に努める責務も負います。

第6章 区政への参加・参画

6-1 執行機関への参加・参画

6-1-1 政策提案制度・予算提案制度

区民は、執行機関に対して政策や予算に関する提案ができます

6-1-2 政策立案段階からの参加・参画（パブリック・インボルブメント）

区民は、政策立案段階から区政に参加・参画できます

6-1-3 区民意見反映制度（パブリック・コメント）

区民は、その意見を区政に反映できます

6-1-4 政策評価

区民は、実施された政策の評価を行います

6-2 議会への参加・参画

6-2-1 諮問機関の設置

区民は、議会が設置する諮問機関に参加・参画できます

6-2-2 議案提案制度

区民は、議会に対して議案を提案できます

6-2-3 陳情・請願の際に発言する機会の確保

区民は、陳情・請願の際にその趣旨を説明し、質疑を受けることができます

6-2-4 議会との対話

区民は、公聴会や懇談会を通して議会と対話できます

■ 基本的な考え方

区民がその権利を行使し、責務を果たす（5-1）ための具体的方法として、以下では直接的な区政への参加・参画方法を示します。これらの方法をより具体化するためには別途、「区民参加・参画条例」の制定が必要です。なお、それ自体が、区民の参加・参画のもとで議論され、制定されなければなりません。

6-1-1 政策提案制度・予算提案制度

区民からの政策や予算に関する提案を反映させるなどの具体的制度を導入する必要があります。

6-1-2 政策立案段階からの参加・参画（パブリック・インボリューション）

区民は、政策の立案段階つまり白紙段階から区政に参加・参画できます。それは区民の意思や合意が広く反映される仕組みでなければなりません。

6-1-3 区民意見反映制度（パブリック・コメント）

区民は、区の政策決定の前にその意見を政策に反映でき、必要な修正を求めることができます。それは区民の意見が広く反映される仕組みでなければなりません。

6-1-4 政策評価

区民による実施後の政策の評価は未来の区政にとって重要です。それは区民の意思や合意が広く反映される仕組みでなければなりません。具体的には、後述の「行政評価」（11-2）に区民が参加・参画するようにすべきです。

6-2-1 諮問機関の設置

議会は、議長のもとに区民などによって構成される諮問機関を設置できます。この諮問機関を設置することによって、区民はそこに参加・参画し、より広く区民の意思や合意が反映できます。

6-2-2 議案提案制度

現在、議会に議案を提出できるのは議員と区長ですが、区民も議員を通じて間接的に議案の提案ができます。これによって、より広く区民の意思や合意が反映できます。

6-2-3 陳情・請願の際に発言する機会の確保

区民は、陳情・請願をした場合に、希望によりその趣旨の説明ができ、また

陳情・請願に関し質疑を受けることができます。これによって、より広く区民の意思や合意が反映できます。

6-2-4 議会との対話

区民と議会の意思疎通のため、公聴会や懇談会を設け、そこで区民は議会との対話ができます。これによって、より広く区民の意思や合意が反映できます。

第7章 執行機関等

7-1 執行機関の役割・責務

執行機関は、その権限と責任において公正かつ誠実に自治を実現しなければなりません

7-2 区長の役割・責務

7-2-1 区長の役割

区長は、区民の負託に応え、区を統括・代表し、その事務を管理・執行する権限を有します

7-2-2 区長の責務

区長は、その補助機関である職員を指揮監督し、職務執行に必要な能力・知識・技能等を習得させなければなりません

7-3 職員の役割・責務

職員は、区長を補助し、区民福祉の向上をはかる役割を担います。また、区長の指導・監督のもと、職務遂行に必要な能力・知識・技能の習得に努めなければなりません

■ 基本的な考え方

7-2-1 区長の役割

区長の事務として、具体的には、議会へ議案を提出すること、予算を調製し、予算を執行すること、地方税の賦課・徴収を行うこと、財政運営を統括・管理すること、行政職員の採用について統括・管理することなどがあります。

7-2-2 区長の責務

区長が区民の負託に応えるためには、それにふさわしい職員が不可欠です。そのために区長は、職員の育成をしなければなりません。

7-3 職員の役割・責務

区長が区民の負託に応えるため、その補助機関である職員みずからが職務能力の向上に努めることが必要です。

第8章 議会等

8-1 議会の位置づけ

議会は、区政における最高意思決定機関です

8-2 議会の役割・責務

8-2-1 議会の役割

議会は、区民の負託に応え、条例の制定・改廃、予算の議決および決算の認定等を行う権限を有します

8-2-2 議会の責務

議会の運営は、透明性、公開性および効率性をもって行われなければなりません

8-3 議員の役割・責務

8-3-1 区民の意見・要望の反映

議員は、広く区民の意見・要望を区政に反映させることが必要です

8-3-2 政策立案能力の向上

議員は、区民の負託によるその職務執行のため、政策立案能力の向上に努めなければなりません

8-3-3 議会運営の常なる見直し

議員は、議員の間で互いに協力し、よりよい議会運営のための見直しを自律的に行わなければなりません

8-4 議会事務局の役割・責務

議会事務局は、議会や議員が十分に職務執行するための補佐をし、またその補佐に必要な能力の向上に努めなければなりません

■ 基本的な考え方

8-2-1 議会の役割

開かれた議会運営によって、区民の区政への参加・参画が進み、主権者たる区民の持つ権利が保障されます。また、継続審議の短縮や継続案件の削減に努め、議案審議にあたり、公聴会制度や参考人招致の制度を積極的に活用すべきです。

8-2-2 議会の責務

議員は、選挙で選ばれた区民の代表者であることから、その職務執行にあたっては広く多様な区民の意見・要望を集約し、それを区政に反映させることが必要です。

8-3-1 区民の意見・要望の反映

議員は、選挙で選ばれた区民の代表者であることから、その職務執行の能力が十分になければなりません。

8-4 議会事務局の役割・責務

議会や議員が十分にその職務を果たすため、事務局はそれを補佐する役割を負っており、区民が議会に参加・参画しやすくなるよう、広報活動などその機能を拡充する必要があります。

第9章 コミュニティ

9-1 コミュニティ

コミュニティとは、地域における多様な人と人とのつながりです

9-2 コミュニティ活動・組織

9-2-1 コミュニティ活動・組織への参加・参画

区民は、コミュニティ活動・組織に参加・参画する権利を有します

9-2-2 コミュニティ活動・組織の育み

区民は、コミュニティ活動・組織を育むよう努めます

9-3 コミュニティ活動・組織の支援

区は、コミュニティ活動・組織に対して必要な支援を行います

9-4 協働

コミュニティ活動・組織および区は、協働を推進します

■ 基本的な考え方

9-2-1 コミュニティ活動・組織への参加・参画

区民には、自治の支え手であるコミュニティ活動・組織に参加・参画する権利があります。

9-2-2 コミュニティ活動・組織の育み

コミュニティを基盤とする活動・組織は、区民によるものですから、それを育むことが区民の責務です。

9-3 コミュニティ活動・組織の支援

コミュニティ活動・組織が、自治にとって重要な役割を担うことから、区もそれが十分に育まれるように支援をしなければなりません。

支援の方法や基準については、別途検討すべきと考えます。

例えば、既にあるものの拡充を含め、以下のようなものが考えられます。

- ① 区内公共施設などのコミュニティ活動・組織への開放
- ② コミュニティ活動・組織の主催行事、会議や学習会などへの行政の参加
- ③ コミュニティ活動・組織を主宰しうる人材の育成（学習会、研究会や講座などの開催）
- ④ コミュニティ活動・組織の広報強化
- ⑤ コミュニティセンター（学校跡施設を、コミュニティ活動・組織の活動場所、文化・生涯学習の拠点や文化財の保存場所などとして活用）の設置

9-4 協働

協働の当事者である、コミュニティ活動・組織と区は、それぞれその育みのため、協働の推進に努めなければなりません。

第 10 章 住民投票

区政の重要事項に関し、住民投票ができます

■ 基本的な考え方

間接民主制を一層強化するものとして区政の重要事項について、住民が直接に意思表示ができる方法として住民投票制度を設けるべきです。

制度の導入にあたっては、区民や学識経験者などからなる区長の諮問機関を設置し、別途検討する必要があります。

具体的な検討課題の代表例としては、以下のものがあります。

- ① 発案権者の範囲
- ② 発案の要件
- ③ 投票権者の資格要件
- ④ 投票結果の判定基準

第 11 章 区政運営一般

11-1 行政手続

区は、行政手続に関する区民の権利・利益を保護し、同時に区政運営における公正の確保と透明性の向上をはからなければなりません

11-2 行政評価

区は、区政運営を評価し、その結果を公表しなければなりません

11-3 事業・団体

区は、区の財政をもって行われた事業やそれを担う団体を適切に規整・監理しなければなりません

11-4 (仮称) 自治推進委員会

区長の諮問機関として、(仮称) 自治推進委員会を設置します

11-5 国・都との関係

区は、区民に最も身近な地方公共団体として、国および都との適切な役割分担を明確にし、財源配分の適正化をはかり、対等で協力的な関係を目指します

11-6 他の地方公共団体との関係

区は、その事務の執行にあたり、他の地方公共団体と連携し、共通の行政課題の解決に取り組みます

■ 基本的な考え方

11-1 行政手続

自治の基本原則である「区民を主体とした自治」(3-1)を実現し、区民が権利を十分に行使できるために、また区政運営の上からも、手続きに関する規定は、重要です。

行政手続条例の適正な運用が望まれます。

11-2 行政評価

「体系的・計画的な区政運営」(4-7)が必要であり、また区民が「政策評価」(6-1-4)を行うことから、それにふさわしい行政評価の仕組みを、区は設けるべきです。

11-3 事業・団体

区の財政をもって行われた事業やそれを担う団体については、区が適切に規整・監理する必要があります。

またそのような事業や団体は、「行政評価」(11-2)と同様の評価を受けなければなりません。

11-4 (仮称)自治推進委員会

区長の諮問機関である(仮称)自治推進委員会は、自治の推進を目的として設置されます。

例えば、以下のような役割が考えられます。

- ①(仮称)練馬区自治基本条例が日常の区政運営にあたり、どの程度浸透・定着してきているかを調査・検討
- ②本条例の啓発活動
- ③本条例改定の必要性についての調査・検討
- ④住民自治の拡充・強化に対する日常業務としての調査・検討
- ⑤(仮称)自治推進委員会の活動内容について区民への情報の発信
- ⑥自治推進計画の立案

11-5 国・都との関係

区は、区民に最も身近な自治体として、国および都との適切な役割分担を明確にし、財源配分の適正化をはかり、対等で協力的な関係を目指します。

11-6 他の地方公共団体との関係

区に課される事務は、もはや区のみでは解決できないものも多くなっています。そのようななかで、他の自治体と連携・協力し、共通の行政課題を解決することが必要です。

第 12 章 （仮称）練馬区自治基本条例の改定方法

区長は、この条例を改定しようとする場合には、区長の諮問機関である（仮称）自治推進委員会の意見を聴くことができます

(仮称)練馬区自治基本条例を考える区民懇談会 提言 資料

区民懇談会の設置	27
委員名簿	29
検討依頼	30
検討経過	31
ワークショップの結果等	32
起草部会の設置	56
起草部会の検討経過	57

(仮称) 練馬区自治基本条例を考える区民懇談会の設置について

1 設置目的

練馬区の自治の基本的なあり方、区民と行政との協働、区民の行政への参加・参画の仕組み等を定める(仮称)練馬区自治基本条例(以下「条例」という。)について検討するため、(仮称)練馬区自治基本条例を考える区民懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

2 役割

懇談会は、つぎに掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 条例に盛り込むべき項目および内容に関すること
- (2) その他、自治の基本に関すること

3 組織

懇談会の委員は、つぎに掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 4名以内
- (2) 区民 18名以内
- (3) 区内各界から選任する者 18名以内

4 任期

委員の任期は、委員の委嘱をした日から区長に報告書を提出する日までとする。

5 会長および副会長

懇談会に会長および副会長をおき、学識経験者のうちから委員の互選により選出する。

会長は懇談会を主宰し、懇談会を代表する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 専門部会

懇談会が必要と認めたときは、専門部会をおくことができる。

専門部会の委員は、会長が指名した委員がこれにあたる。

専門部会に部会長をおき、当該専門部会に属する学識経験者のうちから専門部会の委員の互選により選出する。

部会長は、専門部会を主宰し、専門部会の経過および結果を懇談会に報告する。

7 会議

懇談会および部会は原則公開で行うものとする。

懇談会および部会の会議録は原則公開とする。

8 その他

その他、懇談会の運営に必要な事項は、企画部長が別に定める。

(仮称) 練馬区自治基本条例を考える区民懇談会委員名簿

	氏名	所属・住所等
学識経験者	会長 辻山 幸宣	(財) 地方自治総合研究所主任研究員、中央大学大学院客員教授
	副会長 沼田 良	作新学院大学総合政策学部教授
	小原 隆治	成蹊大学法学部教授
	野口 暢子	学習院大学大学院政治学研究科 研究生
公募区民等	片山 清史	大泉学園町 (公募区民)
	木戸 陽成	南大泉 (公募区民)
	熊澤 茂	光が丘 (公募区民)
	鈴木 恭一郎	中村南 (公募区民)
	関根 和弘	石神井台 (公募区民)
	高桑 力也	平和台 (公募区民)
	田中 一男	光が丘 (公募区民)
	長谷川 和寛	北町 (公募区民)
	樋口 和之	中村北 (公募区民)
	古谷 茂雄	下石神井 (公募区民)
	三浦 亜紀	小竹町 (公募区民)
	村上 祐允	貫井 (公募区民)
上村 かおり	大泉町 (区政モニター)	
区内各界から選任する者	秋山 隆幸	商店街連合会
	大阿久 紳介	区民防災組織
	大島 いずみ	消費生活センター運営連絡会
	岡上 直子	光が丘さくら幼稚園
	河本 道雄	民生委員協議会
	菅野 絹子	練馬手をつなぐ親の会
	黒田 まゆみ	母子寡婦福祉連合会
	高橋 司郎	環境清掃推進連絡会
	高山 喜一郎	高松小学校応援団
	富岡 忠明	東京あおば農業協同組合
	西村 貴	さくら公園管理組合
	林 芳男	町会連合会
	増田 時枝	老人クラブ連合会
	矢崎 久雄	文化団体協議会
	山浦 成子	ボランティアセンター運営委員会
	山田 順子	(社) 練馬産業連合会・東京商工会議所練馬支部
若井 治子	男女共同参画推進懇談会	

17練企企第332号

平成17年6月15日

(仮称) 練馬区自治基本条例を考える区民懇談会

会長 辻山 幸宣 様

練馬区長 志村 豊志郎

(仮称) 練馬区自治基本条例を考える区民懇談会の検討について (依頼)

練馬区の自治の基本的なあり方、区民と行政との協働、区民の行政への参加・参画の仕組み等を定める(仮称)自治基本条例に盛り込むべき項目と内容についてご検討いただきますようお願いいたします。

(仮称) 練馬区自治基本条例を考える区民懇談会の検討経過

回	開催日	主な検討内容等	傍聴
第1回	平成17年 6月15日(水)	○全体会 ・検討の進め方	1人
第2回	6月22日(水)	○全体会 ・自治基本条例の考え方 ○ワークショップ ・自治のあるべき姿、将来像、区政の課題	8人
第3回	8月4日(木)	○全体会 ・区政の概要 ○ワークショップ ・検討すべき項目	10人
第4回	8月26日(金)	○ワークショップ ・まちづくりの基本方向や考え方	14人
第5回	9月26日(月)	○ワークショップ ・情報共有・情報公開	5人
第6回	10月17日(月)	○ワークショップ ・区民参加	9人
第7回	11月16日(水)	○ワークショップ ・区民参加	4人
第8回	12月12日(月)	○全体会 ・今後の進め方について ○ワークショップ ・協働・コミュニティ	6人
第9回	平成18年 1月23日(月)	○ワークショップ ・区・区長の役割・責務、議会の役割・責務、条例の構成や位置の課題など	4人
第10回	2月13日(月)	○全体会 ・提言のまとめ方 ・起草部会の設置	6人
第11回	3月6日(月)	○全体会 ・提言たたき台の項目立て	4人
第12回	4月18日(火)	○全体会 ・提言たたき台の検討	10人
第13回	5月15日(月)	○全体会 ・提言たたき台の検討	8人
第14回	6月12日(月)	○全体会 ・提言案の検討	5人
第15回	7月3日(月)	○全体会 ・提言の提出	6人

(仮称)練馬区自治基本条例を考える区民懇談会ワークショップの結果等

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 番号	班
1.まちづくりの基本方向や考え方			
1-1 前文			
この街に生まれ、育ってきた。私は、とても、幸せである。次の世代の人達にも、是非、継いでもらいたい。この街に生まれ、この街に育ち、この街で暮らし、そして、この街を愛することが出来る、これは、とても、幸せなことだと思う。	8		
ある政党の新憲法起草委小委員会要綱に、憲法前文に関する作成指針がある。これを次のように読み替えてみるのも条例の骨組みを考える一助になると思う。 ①区の主義主張を堂々と述べ区民の共感を得る ②条例の基本理念を簡略に記し、練馬区の目標を掲げる ③区域、自然、歴史、文化などについて記述する ④条例制定の意義を示す ⑤正しい日本語で平易で格調のある文章にする	9		
練馬の将来、向かうべき方向の整理が必要である。		2	2
①前文/ポリシー ②課題と基本合意 ③仕組み		3	1
S58非核都市練馬区宣言 H10交通安全都市練馬区宣言 H13、健康都市練馬区宣言 を参考にして！		3	1
人権尊重		3	1
地域に根ざし、世界に発信していくまち		4	1
人と自然を大切にすまち		4	1
自然(緑と共に生きる)		4	1
環境保全(みどりと太陽)		4	1
これまでの練馬区の各種宣言を参考にする。		4	1
老若男女を越えて結び合うまち		4	1
区として次世代に伝えていくもの(練馬区の歴史は継いで)		4	1
一人ひとりがよさを伝え続けるまち		4	1
ふる里 ねりま		4	1
区民の誇り		4	1
経済的発展か、自然の保護か。		4	1
人権が尊重されている。		4	1
便利さか、人間性か。		4	1
個人の権利か、共存のための妥協か。		4	1
緑と水と風		4	2
ベッドタウン		4	2
都市と田舎の中途半端な存在		4	2
練馬らしさ		4	2
人に暖かいまちづくり		4	2
区民の力や知恵がいかされるまち		4	2
ハンディがあっても当たり前で暮らせるまち		4	2
高齢者の活躍の場がある。		4	2
義務教育の場への教育の立場としての参加		4	2

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 番号	班
子育てを「経験」「知恵」の面で支援		4	2
練馬に住んで良かったと実感できる。		4	2
環境、安全、人権が守られている。		4	2
少子高齢化対応のまちづくり		4	2
安心・安全な生活確保		4	2
豊かなまちづくり		4	2
練馬の自然環境を生かす都市づくり		4	2
メディアで発信できる練馬区の特性		4	2
豊島園を歴史のシンボルにする。(西武より買収)		4	2
住民が自治意識を自覚できる。(小さなコミュニティの中で地域に参加している自分を感じられる。)		4	2
参加区民としての資格を含めた条例の本質についてどう条例化するか？		4	3
1-2 目的			
なぜ条例が必要なのかを掘り下げてはどうか。		2	2
住民自治を拡充発展させていく。		4	1
ご近所づきあいのできるまち		4	1
練馬区民が主権を持ち区民が安心して生活できる街(区)を実現することを目的とする。		4	2
練馬区の特徴である良好な住宅街の区にするためにつとめる。		4	2
区民、議会、行政との協働ができる区政運営のためには何が必要か？		4	3
1-3 基本理念・基本原則			
多様な住民が存在することを念頭に置き、自治基本条例を考えなければならない。決して、特定の利害を有し、行政に積極的に関わろうとする者のみの利益が追求されてはならない。議論は個々の利害や関心を超え、公共性を帯びることを肝に銘じて制定作業に取り組み、関わるべきである。	3		
練馬区の住民が区政に関心を示し、区政に参加しているという意識を持てるような基本条例ができることを願っている。	7		
身近な自治体における住民参加こそがより良い社会を築いていくための一歩である。	7		
自治基本条例の内容は、区民が読んで簡単に、かつ正確に理解できるものであることが非常に重要である。条文の中身も重要だが、理解しやすくする工夫も大切である。	1		
ある程度は総花的・広義・抽象的な文言による条項の列記もやむを得ないが、折角区民の立場に立って効率的且つ質の高い良い行動(3月21日特集号8頁)を目指すについては、区の基本姿勢が出来るだけ具体的に見える様な条文(内容)にすべきである。	9		
練馬区の進んでいる方向は、良いのではないか。		2	1
条例の内容:軸は、監視—協働である。		2	2
条例を作るだけでよいのか。		2	2
まちづくりの議論が必要である。まちづくりは地域ごとに異なることから、それぞれの地域で「こんなまちが良い」について議論することが大切である。		2	2
練馬での暮らしに即した自治のあり方や方向を検討すべきではないか。		2	2
区として次世代に伝えていくもの		3	1
地域に根ざし世界に発信		3	1
上位の理念にさらに集約させる必要か？		3	1

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 番号	班
練馬のアイデンティティー		3	1
区の最高規範性		3	1
言いつばなしでなく、条例制定までフォローしたい。		3	2
どこまで含めて検討すべきなのか。		3	2
自治基本条例をどのようにつくれるのか。		3	2
条例は20条迄とし、単純明快にする。		3	3
基本条例の詳細は各条例に任せ、区の理念と制度を骨組とする。		3	3
人権とか社会権は国の法令に任せる。 練馬は別な意味での条例を作成する。		3	3
区民自ら作り上げる町		4	1
区民の意向による区政運営を徹底する。		4	1
多様な地域コミュニケーションを基盤とし、その連合体としての区		4	1
民意反映		4	2
区民本位の徹底		4	2
自由な自治		4	2
意見が尊重される。		4	2
少数の声が区に届く。		4	2
補完性の原理		4	3
自治基本条例のもとで区民一人ひとりがそれぞれ抱える立場やハンデ、境遇を乗り越えて共に力をあわせると言う理念		4	3
区民の範囲は？住所のある人だけか。		4	3
区民の範囲は？在勤在学も含まれるのか。		4	3
2.情報共有・情報公開			
2-1 情報共有			
区と区民が協働するには、情報や意識を共有することが欠かせないが、そのための情報伝達手段が区報とホームページに留まっていたのでは心もとない。テレビ放送や、IT、既存の活字などのメディアを情報伝達のための道具として、効果的に組み合わせ活用すべきである。	1		
原点に立ち返り、区の存在目的(誰のための区行政なのか)から考え、区的全職員の「住民自治」に対する現状認識について調査検討しその内容をベースとして「区民・区・議会」の視点からそれぞれについてどのような認識を持っているのかを相互に公表した上で(情報認識の共有化)スタートすることが大切である。	2		
今までとは違う「区民・区・議会」の新しいポジショニングの確立と役割分担が明確になり、すべてをリアルタイムに情報の共有化ができ、目指す方向性まで一体化できたなら本当の意味での協働が可能になる。	2		
互いに理解し、納得するためには情報の公開と情報の共有が必要である。	7		
区報を町会で回覧してはどうか。ただし、情報のルートとしては、これだけでは足りない。		2	1
区民が行政の参加方法をよく理解していないのではないか。		2	3
プロセスの工夫、情報共有で区政がスムーズに進む。		2	2

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 番号	班
練馬区の”今” 知りたい！ 行政のこと 伝えたい！ 区議会のこと 分かち合いたい！ 区民初！ 区内のできごと 区民の区民による区民のための情報発信 (TV、ラジオ・インターネット・街角掲示板など)		2	1
情報公開・共有		2	3
最近のインターネットによる情報公開はすばらしい。一段と、簡単な方法を開発してほしい。		4	2
区議・区職員(行政)・区民 情報共有化		4	3
区としては情報の使い方・出し方を工夫⇔区民はどんな情報が必要なのかを明らかに ⇒オンデマンドが必要 ただし、コストの問題もあるので、特定の人のみへの公開にコスト、手間がかからないように		5	1
区報一町内会に全配布してみてもどうか？ 68万人 ⇒コンビニ・折り込み・郵送も行っている		5	1
データベース化されているが現在は部・課別となっている(HPでも検索可) ⇒分野別になり使いやすくなる予定		5	1
情報は自分から動かないとなかなか入ってこない(多分野、多量)		5	1
情報はとりにくいもの		5	2
行政は“情報公開”の内容を理解していないのではないか？		5	2
情報は公開されているから安心 ↓ 情報をとりにいく区民の文化 ↓ 情報は公開されるものという意識		5	2
決定されてから、情報が流される 事前説明不足(区側)		5	2
共有と公開は分けて考える		5	2
練馬区のHPの更新は早い		5	2
運用が大切		5	2
メディアはこれで良い？ ・区報のみではない ・テレビ、ケーブルテレビ、インターネット		5	3
区の情報を区民に伝える工夫が必要		5	3
区民が自ら情報を伝える、取る努力や仕組み		5	3
メリット、デメリット両方の情報の公開を		5	3
TV等で会議が見れるシステム		5	3
情報共有は区の義務である		5	3
伝達手法の多様化が必要		5	3
自治をはぐくむときに共有すべき情報が重要 (情報公開制度とは異なる概念イメージ)		5	3
どんな情報が必要かを吟味→いつどのような情報の提供が必要かを検討		5	3

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 番号	班
必要な情報を知らない人のないように		5	3
区民相互の情報共有も必要(防災活動など)		5	3
迷惑施設の建設情報もはやめに伝える		5	3
区民の生活に関わるような自治についての情報を発信し、共有するルール(新聞・テレビのようなメディアの活用)		5	3
情報共有の主体(区と区民か、区民と区民か)		5	3
情報公開と情報共有の違い		5	3
必要十分な情報種と量は何か?		5	3
住民の知る努力も大切		5	3
情報共有は区民の義務		5	3
情報共有は区民の権利		5	3
町会で空き巣等の被害情報を公表(防犯効果がある)		5	3
区のホームページはどこに何があるかわかりにくい		9	1
2-2 行政情報を知る権利			
情報公開制度により取り寄せてみれば、非公開部分が真っ黒に塗りつぶされている。しかも、真っ黒の紙でも1枚10円かかる。なんたることか。		2	1
協働に最も重要なのは情報公開		2	2
各条例と施策の関連性と住民への周知あるいは条例間のかかわり(関連性が見えないし、知らない。)		2	2
個人の権利と行政の権利との整合性		4	2
黒塗りのなるべく廃止 原則全部公開		4	2
公開制度を使ったが求める情報が出てこない		5	2
区参加のイベントで予算が明確にされない⇒前例主義		5	2
消防団(防災) 危険マップ 練馬独自のものはなし 土地(地価)が下がる⇔知っていればいい		5	2
決定までのプロセスの公開		5	2
公開を求められる請求内容の詳細は?		5	2
公開と非公開の線引きが明らかでない! ルール化が必要・自治体で違いがある		5	2
「知る権利」 「区の有している情報は区民のもの」		5	3
情報を知っている人と知らない人の落差の拡大		5	3
自治・防災(福祉・教育)など情報の種類・目的によって情報の共有するレベルをルール化		5	3
2-3 会議公開の原則			
区議会委員会で議題メモ、資料の配布を		5	3
2-4 説明責任			
情報公開度の向上		5	3
透明性の向上		5	3
2-5 意見・要望・苦情等への対応			
異議申立てをする時の根拠となる規定が必要		5	3
苦情を受けつける場や仕組の充実 「審査会」「オンブズマン」		5	3
2-6 個人情報の保護			

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 番号	班
個人情報保護の整備		2	1
区民番号制		4	2
公の情報ほどんど公開すべき⇔個人情報の原則非公開		5	1
やはりセキュリティーが重要 (外部委託しているものもある)		5	1
公人・私人の情報をしっかりわかる		5	1
個人情報保護条例の過度な反応		5	2
個人情報保護は行き過ぎか?		5	3
個人情報保護の整備弊害(名簿も作れずネットワーク化できない)		5	3
守秘のルールを定め、ケースバイケースで柔軟に運用すべき(人命あつての個人情報)		5	3
過剰な?個人情報保護が地域コミュニティづくりを阻害しているのでは?		5	3
3. 区民参加			
3-1 参加の権利・義務			
「住民への権限の委譲」は、反面、「住民の責任の重大さ」も意味する。最終的には、住民が「情報を徹底的に分析」し、「将来を見通し」たうえで、「自分たちで決断し」、しかも「参加と対処」をしなければならない。	4		
区民の力を区の事業に用いることも一策ではないか。より一層住民の参加を促すためには、住民の役割及び責務を定義する必要がある、また同時に区政への発言の権利を与えることが必要と感じている。	12		
区民の権利をどこまで規定するか。		3	2
区民にまかせてくれる部分をどうするか。		3	3
パブリックコメントという制度の存在を知らない区民、知っていても実際には意見を出さない区民が圧倒的である。	1		
多くの区民は、現状肯定のまま生きている。	2		
現在の区政の仕組みは、区議や行政に頼った形でお任せ状態になっている。区民は自分の身にじかに降りかかったとき、はじめて区政に興味、関心をい込む。行政や議会に任せきりにせず、今の区政をどうしてほしいのか、どうすべきなのかを区民が提案すべき。	11		
「住民参画」のコア部分の仕組みを策定し、個々の案件においても区民の参画が可能になるように策定したい。	11		
三位一体の推進をしていくためには、住民の意識の改革が必要である。		2	1
より多くの人々の参加が必要である。		2	2
小さいころから、自治参加意識の醸成・教育(権利と義務)が大切ではないか。		2	3
ほとんど関心のない区民とどう対処するか。		2	3
パブリックコメントの有効性(価値)		3	1
パブリックコメントは反映されているか。		3	1
区民の課題をどうしたら行政の課題にできるか。		3	2
義務不履行の際に強制するのか、制裁を加えるのか、その有無		4	3
義務を定めるにしても、そのことのゆえに区民を排除してしまうことのないようにすべきではないか。		4	3
権利と義務→ペナルティがあった方がいいのか?		4	3
区民の権利		4	3
義務→責務としてはどうか		6	

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 番号	班
練馬区で活動する、企業、個人は、区民が安全で安心して生活できるための配慮をしなくてはならない		6	1
1) やりたい・必要と思う人が制限なくできるように ・どのように「必要」と認めるか？ ・「やりたい」をどう判断するか？		6	1
1) 法と条例の許す範囲で区民に準じ不公平感の無い様取り扱う 未成年者18～19歳 住民投票参考指標 選挙権等他制度活用		6	1
1) 区民の権利・義務 選挙投票権 区外住民の権利義務は？		6	1
2) 区外住民 ←先のコアでない住民は練馬区の自治活動に参加する権利を有す		6	1
2) 区民住民 ＝住民を中心とした協力体制(練馬という地域にもたらされる、もたらす利益を共有する義務と権利)		6	1
2) 法と条例の範囲で権利と義務を課す		6	1
3) 区民参加を区民の義務とするか 区民 参加は区民の権利		6	1
3) 区民として参加するゆるやかな義務 ・情報を求める義務(知る義務) ・ともに良くしようと考える義務(前進の義務) ・生じた利益を共有できる権利		6	1
3) 区民参加は自由参加 協働は努力参加 ※参加の段階分けが必要		6	1
4) 区民の義務とすべき点 コア区民はともに練馬のことを考えてくれる者との協力を責務とする		6	1
「わがまち練馬」という共生の空間を築く責務を有する		6	1
基本的に杉並区自治基本条例の第4条～6条のような考え方で如何？		6	1
権利と責務に繋がるものとしてモラル・マナーの向上を目指すルール作り		6	1
「責務」ではなく権利と義務でワンセットが良いのでは		6	2
流動する区民(在勤・在学者や区内を通過するだけの人を含む)に義務までつくるのは少し厳しくないか		6	2
同じ区民でも有する権利と義務は等しくない		6	2
主体として子ども、外国人も参加する権利がある。しかし、同じではない		6	3
住民のための権利をわかりやすく表記		6	3
区民は行政サービスを受ける権利がある		6	3
参加は責務でなく、権利		6	3
・最低限のモラル ・区民の気持ちとして責務を示す		6	3
区民は成熟度(年齢)に応じて区政に参加する権利を上げられるかどうか		6	3
子どもの権利条約に書かれていることを自治基本条例に加えてはどうか		6	3
年齢に応じて子どもにも権利と義務 子どもの権利条約		6	3
外国人の権利		6	3
練馬区が独自に定める権利はあるのか？		6	3

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 番号	班
”義務”ではなくて”責務”。制裁は書かない。責務は”軽く”書く		6	3
責務を果たすことでまちが良くなる、幸せになるようなイメージの責務であれば良い		6	3
共同体としてプラスになることをイメージできる責務		6	3
権利だけを主張する人もいる		6	3
たとえば、 協働・・・区民の権利？ ・・・区民の責務？		6	3
区民の責務を入れるべきか？		6	3
義務・責務を果たさないから制裁を課すのはおかしい・・・		6	3
確認的な規定はあってもいいかなあ		6	3
行政は住民と協働する義務がある		6	3
まちづくり権をどう考えるか		7	1
自治条例には、総則だけを置いて、参加条例、区民投票条例など個別に規定する方がベターでは？		7	1
「参加しない自由」をどう考えるか		7	1
区民には地方自治の主役 区政に参加する権利があるが責任と自覚が大切 －和光市		7	1
参加する、あるいは参加すべき案件を規定出来るか		7	1
区民主権＝区民経営＝区民参加		7	1
区民参加は規定しなくてもだれでも自由にできるはず		7	1
”区民参加”で無関心層を生み出しているのは、移動が多いサラリーマン⇒だとしたらせめて練馬区内の事業者には区民参加の責務を持たせよう！！		7	1
(評価への区民参加が必要) 政策実施後の政策評価制度の拡充・重視 政策の検証は重要		7	3
(評価への区民参加が必要) 行政評価 利用者一人あたりのコストはし意的		7	3
直接請求は今はハードルが高すぎる。→もう少しやりやすい直接請求のルートがあると良い。		9	1
例えば、議案提出権など(議会のハードルがあるか・・・)		9	1
一定のフィルターにかけた上で、請求できる仕組みがあれば良い。		9	1
3-2 総合計画等の策定における参加			
計画参加 決定参加 実行参加＝協働 評価参加		7	1
長期計画の策定について事前に区民参加のプロセスをつくるべきだ(説明会前に)		7	3
始まり:理由と終わり:結果を明示すべき		7	3
3-3 意見の提出・募集			
行政へ意見を直接言えるシステムが明確ではない。		2	3
陳情を出した人が説明できる区もある。		3	2
住民から区に対して協働の申し出があった場合、一定の条件のもとにそれを受け入れられるしくみ(手続き)		3	1
少数派の課題を受け止める場所はどこ？		3	2

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 番号	班
入口 1. 原則 最初から最後までいろんなケースがある 2. 議会傍聴 PIなどいろいろ(それぞれのレベルで) 3. 理由 発案の理由がわからなければ全体が理解出来ない。もちろん途中で説明してもらっても良いが。また、結果と評価も知りたい		7	3
条例、計画、政策、施策の素案づくりの段階で、区民と区と一緒に白紙の状態から素案をつくる<パブリックインボルブメントの手法>		7	3
行政提案時点での参加 例)保育園の民間委託 指定管理者制度に入る前に区民におろして欲しい		7	3
行政は公平な第3者として参加してほしい		7	3
関係が深い(?)担当課が出す施策について決定前に公聴会を開く(意見陳述)、(特に関係している団体として)		7	3
地域が抱える地域的な課題の解決に向けて、関係地域の懇談会に、行政は第3者として参加		7	3
地域の問題を地域の力で解決したい。行政は公平な第3者として参加		7	3
政策提案制度 区民がある問題を発見し、その解決策を考え付いたとき、区に具体的に政策提案できる手法。<政策提案> ⇒政策提案が受け入れられたときにはパブリック・インボルブメントで政策を具体化する		7	3
3-4 住民投票			
住民投票制度		3	1
区政参加方法の見直し		4	2
住民投票はもっと簡単にならないか。		4	2
1) 未成年者の選挙投票 今の教育システムを考えるとコア区民を含めてまだ早い！！		6	1
住民投票の規定があった方がよい		6	2
具体的な規定までではないのでは(「・・・できる」という規定程度でよい)		6	2
住民投票 最後の意思決定手段として必要		7	3
常設型の住民投票 問題の所在とそれへの賛否が簡明になる。 時期は住民投票の仕組み次第		7	3
最後の切り札 区民参加が充実していれば投票には至らないはず		7	3
住民投票の効果「尊重?」「従属?」←議員が良い顔をしないかも		7	3
住民が新たな条例が必要(自然保護、マンション建設など)と考える時、地域住民による住民投票(強制するものではない)		7	3
区で決めたことに対する住民投票の制度を盛り込むか、いろいろ考えが出る。		9	2
3-5 附属機関等への参加			
区議会に決定する前の参加を模索		6	2
区議会(区議会議員)との公式の議論の場の設定		7	1

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 番号	班
各委員会等で公募割合が低い←応募してこない＝地域のことを考えない人が多い		7	1
文化センター運営協議会 公募が0		7	3
公募区民と諸団体等の参加		7	3
賛成、反対ともに参加すべき		7	3
3-6 全員参加の場の設置			
選挙の投票率は低いので、区民の区政参加は別な方策を制定 → 直接請求の簡素化		3	3
区民大会を制定し、区議会に準ずる決議機関とする。		3	3
区民大会は直接参加		3	3
公的な議論をする場・組織づくり(区民からの牽制)		7	1
3-7 区民の定義			
練馬区に住む人がコア←協力・共有→働きにくる人・学びにくる人		6	1
住民票をもって基本とする。行政、事業者、団体等を範疇に入れる 68万人		6	1
区民 住む者 働く者(事業者含む) 学ぶ者 +ともに練馬のことを考える者		6	1
区内に住む人		6	1
働く人及び学ぶ人		6	1
区民地域活動団体		6	1
非営利活動団体及び事業者		6	1
自治基本条例は区と区民(地理的、歴史的、人的・・・等)に関係した個人法人※ 区が全部財政的に負担できるか		6	1
区内に住み、働き、学ぶ人をいう		6	1
住民登録、外国人登録、本社のある事業所(主たる事業を営む事業所)で良い		6	2
住民税、法人税を納める事業所		6	2
環境問題を考えると広く取った方が良いのでは		6	2
豊島は住民、区民と2段がまえの定義をしているがうまくいかない		6	2
「活動するもの」まで入れてしまうのは議論が必要		6	2
税を一つのくくりで考えるのも手		6	2
在学、在勤も入れるのも手		6	2
他区が広い設定をしているのは①事実としてそこに居るといふことがある②お客さんとして扱うのはもったいない		6	2
区民の定義をしないという手もある		6	2
広いものと狭いものがある。それによって条例の効力が変わってきそう		6	2
帰納的にやって、また戻れば良い		6	2
区内に住み、働き、または学ぶ人+事業者		6	3
区民:区内に住む人、働く人、学ぶ人及び活動する人(文京区の定義に「活動する人」を追加)		6	3
場面によって参加すべき主体が規定できると良い		6	3
大筋としては広い対象を区民とする		6	3
事業所も地域にとって大きな力。責務はある。地区祭、ねりま祭りなど		6	3
事業ごとに多様な参加の仕方がある。自治基本条例では広くしてよいのではないか		6	3
参加のレベルにもよる。(区民はここまで、事業所はここまで……)住民投票は駄目だとか		6	3
区民か、区民でないかを区別する必要があるものもある		6	3

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 番号	班
事業者をなぜ入れなくてはいけないのか分からない		6	3
事業所としての参加？従業員としての参加？		6	3
区民の定義は明確化できない。参加の意思のある人は区民と認めたらどうか		7	1
練馬区に関わって生活している人達(区民)		7	1
3-8 その他の意見			
PI(パブリックインボルブメント)という言葉は使わない方が良い		6	2
「参加」のきっかけをどう作っていくか。「参加仕掛け人」を任命する		7	1
「区民参加」は参加の調整ルールにすぎない。区政等への入り口を広げることが大切		7	1
なぜ参加しない！？①いそがしい！(いそがしくなくても)②知らない・思い込み ③意味がないと思う④非マニアが多い(マニアは多いのに)		7	1
参加の時期 「協働」の観点から、区的意思決定の前から、区と区民とがともに考える形がとれれば良い		7	1
全てへの参加		7	1
とにかく参加の入口は大きく、広く		7	1
参加は選挙では		7	1
あなたは何に参加していますか。地道な努力が必要では		7	1
区民参加にはいろいろな分野がある。組織の中での旗振り役 自治会、防災会、青少年健全育成、年末のパトロール、ボランティア、老人クラブ等に積極的に参加していく		7	1
町会活動・防災活動、消防団活動等、地域活動を通じての参加 足元の地域を通じての参加も重要		7	1
地理的 目的を超えて、地域へ参加するもの 自治会等 目的別 NPOなどの仕組み、事業者、市民団体 (この二つの)交流の仕組み(施設など) ↓ ソーシャルセンター 小中学校の空き教室などを利用 ↓ 部屋を主催できる(だれでも)		7	1
参加は手続き条例になる		7	2
安全・安心は行政だけでは守りきれない⇒ここに区民への期待があるのでは？ ⇒どこかのプロセスに入れていくべき		7	2
自治基本条例の中に手続き論まで入れて良いのか？		7	2
行政の手続きの手法があいまい⇒これをきっちりしたい 窓口の一本化等		7	2
区政に期待する人を増やさなくてはいけない		7	2
基本条例によって区政へ関心のある人を増やしたい		7	2
間接民主主義と直接民主主義の折り合いと補完が必要		7	3
区民はもっと傍聴すべき		9	3
議会・議員がもっと勉強するようにするのも、区民の責務ではないか。		9	3
4.協働・コミュニティ			
4-1 協働の推進			

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 番号	班
協働とは、区政は区民の為のものであることを区民一人ひとりが明確に意識し、行政や議会の全員が区民と同じ理念・意識を共有し、自治基本条例の下で共に区政に携わることであり、この協働が肝要である。	1		
日々の生活に関わるような問題や将来の練馬区にとっての課題などの全てを、行政や議会だけで対処するには限界があり、区民一人ひとりが自身の問題と認識し、力を合わせて協働することで、問題の解決が迅速に進む可能性が高く期待できる側面もある。	1		
練馬区を構成する要素は主に住民と行政である。練馬区における自治能力を向上させるためには、住民と行政との協働が必要なことは論を待たない。	3		
多数の住民と行政がどのように協働するか、どのように住民・行政間、住民・住民間で合意形成するか、が自治基本条例でよほどしっかりと仕組みられなければ条例の実効性は担保されない。	3		
最も核心的で重要な論点は、やはり多数で多様な住民と行政との協働をどう仕組むかにある。	4		
今練馬の自治に必要なことは、本来的な意味で住民との協働、住民参画による自治活動を行うことである。「協働を望む区民がいつでも区内ならばどこでも参画でき、なおかつそれが区政に確かに反映されることが保障される仕組みの土台作り」をしたい。	11		
大型店やチェーン店も、町会の一員として協働するまちを目指してはどうか。		2	1
協働とは何をすることか。具体内容から議論してはどうか。その際、防災が一番よいのではないか。		2	2
区に頼るだけではだめ。		2	2
活動に参加する人と参加しない人がいる。参加しようにも組織や活動を知らない。		2	2
練馬の民度は、高い。		2	2
協働と人口規模とを勘案する必要があるのではないか。		2	3
協働(本当に区民・住民参画)ができる区との関係		3	2
区民と区との協働は区民にも行政権限を付与し、区との対等関係を築く。		3	3
区民一人ひとりが、自治に参加することを「権利であると同時に義務でもある」と認識し、強い自覚の基に区や議会と協働できる体制を作り上げることが重要である。	1		
現在練馬区の事業に参加されている方々の中には、若い世代があまりにも少ないことを危惧している。これは、若い世代に「地域」という意識がほとんど無いこと、自治は自治体に任せておけばよいという考えなどが背景にあると思う。どのような世代でも積極的に自治に参加・参画してゆくためには、意識ある若い世代の発掘と育成・支援が必要だ。「自治に参加・参画する若い世代を支援する」仕組みが必要ではないか。	12		
様々な観点、立場から参加しやすい仕組みが重要ではないか。		2	2
教育問題(道徳・マナー)、不法駐輪・ごみ問題の原点を考えるべきではないか。		2	1
協働系を重視すべきで、区民がより自主的に行動できるようにすべきである。これに對極にあるものが、立憲主義である。		2	2
地域ぐるみの子育て		4	1
協働は区民にとって権利なのか?		4	3
協働は区民にとって義務なのか?		4	3
協働は区民にとって表裏一体か?		4	3
区民・区議・行政が共に考えてつくりだす。		4	3

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 番号	班
1万坪(大泉さくら運動公園)の管理委託は、高齢者の活性化にも繋がる。		5	2
区民と行政 区民と区民 行政と行政 の協働を検討すべき。(意見・提案)		8	1
協働の仕組みを区がつくるべき ・住民からの意見を反映するなど(意見・提案)		8	1
ふるさと文化館 ・練馬の歴史や文化を伝える施設(現状・特性)		8	1
協働の場の提供が重要(意見・提案)		8	1
68万人の力や知恵を結集できる仕組みが重要(意見・提案)		8	1
下請けではなく住民満足度を高める協働が必要(意見・提案)		8	1
練馬区の独自性ある政策や事業を打ち出す。(意見・提案)		8	1
生産性のある協働が必要 コラボレーションを育む 練馬のアイデンティティを培う視点からの協働が必要(意見・提案)		8	1
コミュニティ活動を通じての協働		8	2
政策を区が一方向的に決めるのはどうか?		8	2
政策形成の段階から協働が必要		8	2
防犯・防災など地域の役割がある		8	2
住民の連帯感を醸成する		8	2
協働すると、区の行政サービスが落ちるという恐れがある		8	2
国・都から自治権が区へ移行		8	2
区長が協働に関してスローガンを打ち出している		8	2
民間委託につながる恐れ		8	2
区の事務事業の削減			
人件費節約のために使われてしまう恐れ(下請け)		8	2
防災・防犯・環境づくりの面では協働の取組みが見られる		8	2
(1)町会、自治会(ボランティア活動) (2)NPO (3)一般企業 ◎3極体制		8	2
日常的な範囲で考えると 区民、小学校区(PTA)、町会、自治会など		8	2
区との協働が成り立つには、住民は自助努力が必要		8	2
議員とのコミュニケーションが必要		8	2
議会と区民との協働も論点		8	2
協働 ・区と区民 ・区民と区民		8	2
コミュニティとやる部分だけでない		8	2
協働の体制はまだできていない		8	2
課題解決は、少数派には難しい(NPOとの協働)		8	2
団体間のつながりをつくるのが難しい(NPOとの協働)		8	2
町内会、NPOとの協働も必要(NPOとの協働)		8	2

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 番号	班
区との対等関係の立場に立つことが必要(NPOとの協働)		8	2
実態としての「協働」		8	3
協働には、 ①民のサポートとしての協働 ②官の下請け的な協働 がある(両方のベクトル)		8	3
心の優しい方だけ苦勞するというのはおかしいので、そうならないような内容を組み込むべき。		8	3
業者の安受けが協働なのか。職員と一緒にプロジェクトをやるのが協働か、つかみきれない。		8	3
協働を求めていくのは行政？		8	3
行政－民にお願いする 民－行政に頼る ⇔ 官でしかできないことを官でやっていくべきだ。		8	3
自治基本条例は協働推進か？		8	3
行政の要求であっても、蹴とばすものは蹴とばす。条例に歯止めは不要		8	3
協働の推進 協働をはねのける必要がある場合もあるかもしれない。		8	3
ストップをかける必要もあるのでは？ ☆お互いが気持ちよくいられる関係を保障するものであるべき。		8	3
4-2 コミュニティの意義と支援			
各町会単位の意見をもっとまとめてほしい。		2	1
町会・自治会には、ボスがはびこる体制があり、問題である。		2	1
若い世代が地域に関わることが大切である。		2	1
団塊の世代が退職して地域に帰ってくる。受け入れるための職場(NPO等)が必要ではないか。		2	1
地域コミュニティ(町会・自治会)の問題点を考えるべきではないか。		2	1
高齢化が進む中での住民同士のつながりをどうすればよいか。		2	1
人間関係が希薄になっている。近所づきあいが必要である。		2	2
町内会の活動をよく知らない。		2	2
かつてのコミュニティの再生が必要である。		2	2
かつてのコミュニティは、むら社会が引き継がれた良さもあった。		2	2
新住民と旧住民との考え方に違いがあるのではないか。		2	2
自治会町内会へ若い方を巻き込むべきではないか。		2	3
住民同士のコミュニケーションを図るべきではないか。		2	3
町会の加入率を上げて、住民全員参加にしたい。		2	3
町会に気軽に参加できるようにすることが大切ではないか。		2	3
まつりやフリーマーケットが大切ではないか。		2	3
自分の住む地域のコミュニティ参加にしないではいけない。		3	3
コミュニティ組織、NPOなど多様なあり方		3	3
町会にとびこんでいく。(門戸は開かれている。)批判だけでなく		3	3
町会以上に概念を広げる。		3	3
足元のコミュニティ活動		3	3
希薄化した人間関係からご近所づきあいの出来るコミュニティづくり		3	3

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 番号	班
区民一人ひとりが住民自治の基本に立ち返ることと地域に対する関心をきちんと自覚し、責任意識を持ち個人と同時にコミュニティの一員であることも認識していく必要がある。	2		
練馬の将来を担う子どもたちが、健やかで伸び伸びと成長することが、何よりも今大切である。今こそ地域の大人の目が子どもたちに幾重にもそそがれることが必要である。そのためには、地域の力がなによりも大切である。練馬区の自治を考える際に大切なことは、地域の一つひとつの活動の積み重ねであり、多くの区民が地域活動をすると思う。	2		
間近に迫る団塊世代の大定年時代を考えると、受け皿を早い段階から準備し、但し、行政の負担を少なくし、自治意識高揚のための自由度を、法令遵守の軸は外さずに仕掛けることは、大変意味がある。	10		
区の職員と住民が、同じ方向を向くことが必要である。		2	2
地元に着して生活する世代、「子ども」、「高齢者」にとって、生活しやすい練馬であることが求められる。		2	1
区や町内会の取り組みを勉強することにより、地域を知ることが必要ではないか。		3	2
ご近所づきあいのできるまち(再)		4	1
自治会や町会と個人のかかわり		4	1
コミュニティ活動の現状と課題		4	1
コミュニティ組織の確立		4	1
区民はまちづくりの各チャンネルに1個は参加することを義務化		4	2
町会のあり方		4	3
コミュニティレベルでの活動をどう位置づけるか？		6	2
NPOの育成が必要 問題もある		7	3
ボランティアとNPOとを区別すべき		7	3
町会での問題解決 住民間の対立		7	3
町会も大変だ。 区と協働している色々な仕事をやっている		7	3
石神井、練馬、光が丘などで地域コミュニティの特性が異なる(練馬のコミュニティの現状特性)		8	1
江戸時代からの5名に由来する氏子が残っている地域もある。地域性を大切に する必要がある。(練馬のコミュニティの現状特性)		8	1
児童が増加しているのは中村、大泉のみ。(練馬のコミュニティの現状特性)		8	1
一人ひとりの生活によって属するコミュニティが異なる(練馬のコミュニティの現状 特性)		8	1
区内だけでは解決できない課題もある。(練馬のコミュニティの現状特性)		8	1
声かけ運動 防犯やコミュニティづくりに役立つ(練馬のコミュニティの現状特性)		8	1
商店街はコミュニティの母体だった。コンビニにはない。(練馬のコミュニティの現 状特性)		8	1
参加して欲しいが強制しない。懐の深さが必要		8	1
ゆるい形で区共通の考え方やルールを定めては。(意見・提案)		8	1
分野によって多様なコミュニティを形成すべき。(意見・提案)		8	1
隣接区と連携したコミュニティが考えられないか。(意見・提案)		8	1

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 番号	班
コミュニティは、 NPOなど＝目的別 自治会など＝地域別 ＜企業＞との協働もある。		8	2
ご近所仲良く全員参加の町会活動		8	2
町会の組織力34%(?) パワーアップを！（重複地区の解消と空白地区の消去を）		8	2
町会・自治会では、一人の人に仕事が集中しがち（問題点）		8	2
コミュニティ活動と政治活動は区別		8	2
積極的な町会と消極的な町会がある。 地域でアンバランスが出る		8	2
コミュニティの支援・育成⇒行政の責任		8	2
自分のまちは自分で守るという意識が重要		8	2
住民が主体性を持つことが大切（必然性が大切）		8	2
地域で相談できる場所が必要		8	2
個人に興味を持ってもらうためには？		8	2
活動に関心を持ってもらう 魅力ある町会、自治会にする		8	2
安全・安心課からの花の鉢を300鉢もらった（警察からの提案）。水をあげるときに 近所の確認をすることにより、空き巣の被害 12件→0件へ。（自治会、町会での 取り組み事例）		8	2
防犯ポスターを自主的に自治会で協力して掲示（行政からのお願いでない）		8	2
例）町会連合会と区長懇談会をやっている。		8	2
賃貸のお年寄りに情報提供		8	2
団地内の清掃実施 植栽プランター作成		8	2
光が丘団地内では情報共有（お年寄りとのランチパーティなど）		8	2
パトロールカーを借用して町会を回る		8	2
4-3 その他の意見			
協働とコミュニティの並列はおかしい		8	2
光が丘の場合の問題は、ゴミ、放置自転車、治安		8	3
他区はさらっと流しているが、それもひとつの手だと思う。		8	3
「協働」を無理に定義づけなくても良いのでは。		8	3
「対等・協力」（杉並）は、あり得るのか。そもそも区は、区民のしもべでは？		8	3
自治基本条例の改定手順をきちんと入れるべき。		8	3
自治基本条例は、議会だけでなく住民の投票を経て決めるという手もある		8	3
自治基本条例は ・団体単位？ ・個人単位？		8	3
個人でやっている ・・・ボランティア 団体でやっている ・・・協働		8	3
区民参加と協働を自治基本条例で体系化して位置づけたい（区）		9	2
区の考えは、区民との協働のしくみの集大成		9	2

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 番号	班
地域のことは地域で、が基本。しかし、新旧等の住民意識差が障害。無関心層が増えている。行政分野が専門的で分かりにくい。		9	2
住民だけでは限界。行政等との協力が必要。		9	2
住民が実践でき、かつ成果を実感できる何かを盛り込めないか。		9	2
5. 区、区長の役割・責務			
5-1 区の基本的役割・責務			
民間の力を活用した区政を目指してはどうか。		2	1
行政の区民のあり方の見直しが必要である。		2	2
先駆的活動へ、区から支援をすべきではないか。		2	3
区民の大多数が、もっと積極的に練馬の自治に参加する・参加できるような制度を制定することが大切である。	1		
切羽詰まらなければ行政との接点は無く、自治意識も芽生えない。残念ながら、わが練馬区では、区民の自治意識を覚醒させ実行させる「仕掛屋」の仕事が一番難しく、一番求められている。	5		
区民が区政に参加しやすくする手助けをする必要がある。		2	1
住民が協働を望む場合、行政がその場を設置する。		3	1
区民にわかり易い区政であって欲しい。		3	1
自治意識を高める仕組みづくり		3	2
激しい社会環境の変化に対しては画一的な問題対応ではなく柔軟でかつ独創的な行政運営が必要であり、都や国からはいい意味で独立(自立)した立場で自己責任、自己完結型の区政の確立が不可欠である。	1		
行政(区)と区議会それに区民の、三者の役割は、「基本理念」「区政情報」と「住民参加・協働」を共有し、お互いに補完しあわなければならない点である。なかでも、区と区議会の役割は大きい。	4		
理解しあい、良い知恵を出すためには、先ず、コミュニケーションが必要である。	7		
次の3点について提案したい。 ①他区に行政センターを設置し、他区への通勤通学する多くの区民の便宜を図る。 ②行政サービス裁定委員会を設置し、行政から独立して苦情相談紛争解決機能を司る。 ③生活基盤単位(丁一番一号の番の単位)を住民自治単位として、町会からの業務委譲と区の助成を行う。	5		
区政に望むことは、無駄な経費を削減しつつ、住民サービスは充実させてほしいということである。		2	1
区政運営と民間委託化の問題 ・区の考え方 ・議会・議員の考え方を教えて →自治基本条例に対して ・民意の反映方法としての自治基本条例		3	2
地方自治法の枠組の中である程度カバーされているのでは		9	2
法の枠内で行政運営は流れている		9	2
10年間で行政は大きく変わった。地域との協働が進んできた。		9	2
税金の使い方をどうするか。		9	2
まちを発展させるために何が必要かを位置づける		9	2

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 番号	班
人事制度の拡充を書いてはどうか。 人材育成を図り、効率的な運営を目指すべきではないか。		9	3
選挙で選ばれる人とそうでない人を並列で役割・責務を書くべきでない。分けるべき(文京区第25条)		9	3
区長は・・・ 区は・・・ 区の職員は・・・ } 主語には様々なパターンがある		9	3
文京区25条で、区長、助役、収入役を列挙したのは、何か特別な意味があるのか。単に「区長」「区長及び職員」ではダメか。		9	3
「執行機関の職員」は、単に「執行機関」だけで意味が通じるのではないか。		9	3
5-2 区長の責務			
多選に関する記述は必要か？本来ならば後継者を育てるべきだから長くないなくても良いと思うが		9	1
区長がよりどころとなる考えを自治基本条例の中に入れるべき。		9	3
助役・収入役は区長の補佐なのだから「区長」で良いのではないか。		9	3
地方自治法の定める役割、責務の他に、区長の責務はあるのか？		9	3
首長が決めれば良い。条文で定めなくても良いのではないか。		9	3
杉並区の条例と同じような結論に至ったとして、それを区長へ言えるのか。		9	3
責務というより、「こういう姿勢であってほしい」という願いを表しても良いのではないか。		9	3
地方自治法が変わったら・・・ 首長が変わったら・・・ その場合でも「区長はこういう姿勢でいて欲しい」を書き込んではどうか。		9	3
杉並区12条2項の「区民の信託」をどう読むか。		9	3
「信託」といっても、あっちのグループこっちのグループ、どちらの「信託」なのか。		9	3
【視点】 1. 「区民の信託に応え～」は最低限として入れるべきか？ 2. 他に入れるべき項目はあるか？ 3. 主語をどうするか？「区長」以外に主語があるか？		9	3
自分の意見に沿わない人の意見であっても、積極的に出向き、自らの意見を話し、その方の意見も聞いてもらいたい。		9	3
中野区 多選禁止条項まで規定している。		9	3
多選禁止条項は不要 立候補の自由 区民の選ぶ自由 } をさまたげる。		9	3
中野の多選禁止条項は、重要とは思えない。		9	3
5-3 職員の責務・育成			
職員は勉強せい！ 文京区30条(しかし、文末は努力規定に)		9	3
職員は協働を担う資質を具える(←入れている自治体あり)。(辻山先生から)		9	3
職員は、区員に対して公正であって欲しい。		9	3
4月の人事異動時には、「エクスキューズ」が入る。4月前にしっかりと教え込むべきだ。		9	3
専門的な事柄は、プロパーでプロを育てていかななくてはならない。		9	3

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 番号	班
人事考課については、自治基本条例に書くのはふさわしくない。しかし、再雇用、再任用のヒドさを明らかにすることは大切。		9	3
文京区の30条は当たり障りがない。		9	3
区役所の職員は、3年ごとに異動するので、勉強不足であり、責任感がない。		2	1
当たり前のことでも書き込むことによって規範性があり、職員がちゃんとやっていたら指摘できる。		9	3
5-4 区の組織・執行体制			
「新しい自治」のシステムが構築され100%機能したと仮定すると区民の民意が直接的に区政に反映され、実行されるということになる。また、議員の方々に対してはより専門的な知識と豊かな経験が更に求められると共に、区政運営に対するチェック機能としての業務、各種様々な取りまとめ役及び仲介調整機能や区内外の交渉、折衝業務などが重要な業務として新たに位置づけられていくと考えられる。	2		
都区財政調整制度を見直せば、練馬区は収入減になると思うが、小さな自治体にすべきではないか。		2	1
区役所は、まだまだ大きすぎる。		2	1
業務委託は、単に経済問題として片付けていいのか		2	1
民営化など、自治の議論の前に進められているものがあるが、いかがなものか。		2	1
文化人の起用、区政への参加がほとんどない。		2	1
大規模な都市での自治推進は難しいのではないか。		2	2
民間の力を活用する行政をできるだけ民間に任せる。		3	2
行政規模を小さく。		3	2
個人の権利と行政の権利との整合性(再)		4	2
身近に感じられる。		4	2
手厚い行政ではなく、考える区民を育てる行政		4	2
問題、課題を区民と共に考えて(手を出しすぎない)		4	2
新行政改革プランに掲げられた目的のチェックと、それを基本条例の柱にすえること		4	2
戦略的		4	2
義務不履行の際に強制するのか、制裁を加えるのか、その有無(再)		4	3
義務を定めるにしても、そのことのゆえに区民を排除してしまうことのないようにすべきではないか(再)		4	3
区のあり方		4	3
23番目の区だと遠慮しない。		4	3
運用の仕方が大切		9	1
健全な計画を立てることは今の時代に重要では？		9	1
日程をこなすことが目的になっていないか？(審議会、懇談会等)		9	1
議論が充分か、そうでないかについて、何かフィードバックする仕組みが必要		9	1
何もかもつつみ隠さず区民に見せることも重要		9	1
5-5 総合計画に基づく行政運営			
なし			
5-6 行政評価			
練馬区にいる沢山の専門家の協力を得て、成果が確認できるような評価システムもルール化に含めてもらいたい。	7		
行政評価のしくみをもっとわかりやすく。		2	1
5-7 行政手続			

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 番号	班
仕組みは埋め込んでおくことが大切。		9	3
5-8 財政運営			
なし			
5-9 国・都との連携			
都や国に意見を求めない区政にしたい。		2	1
都と区の役割を考えてみる必要がある。		2	1
練馬区が23区から独立した場合、都からの税のバックがあるのか。		2	1
周辺自治体との連携・協働関係		3	2
都区制の見直しによる自治の基本見直し		4	2
6. 議会の役割・責務			
6-1 議会の責務・役割			
議会と住民との関係をもっとはっきりしたい。		2	2
議会に継続的に住民意向を反映していける仕組み		3	2
議会に住民意向を反映していける仕組		3	2
議会に住民意思を伝えやすい手続きを: 陳情を2回書き直された。		3	2
議会に民意は反映されているのか?		3	2
区民による提案と決定のしくみを拡充させる。 →議会との役割分担を考える。		3	1
住民の要望により、透明性の高い会議		3	1
住民が個々の条例案を作って会議にかけられるシステム		3	1
区議会は勉強不足で、行政の言いなりになっているのではないか。		2	1
区議会議員(間接代表)と住民(直接)のバランスをどうとるのか		4	2
議会審議をする前に、請願、陳情の形で特定な問題について討議		7	3
陳情・請願を出したとき、委員会で主旨説明をしたい(世田谷区は制度がある)		7	3
区議会議員は区民の代表者であるので責任を持って政策をやってもらいたい (問題があれば事前に議員の意見交換会を開くこと)		7	3
区民一投票で議員を選ぶ(議員の承認)		7	3
議会と住民の意見交換は必要		7	3
練馬の政策策定においては、(議会への)参加は無理		7	3
議会への政策提案		7	3
議会と住民との意見交換が重要		9	1
議員・議会にアクセスしたい要求がある→「議員へのアクセス」、「議会へのアクセス」を分けて考えるべき		9	1
「議会」へのアクセスなら自治基本条例で考えられる。議員は個々で		9	1
議会の提案権		9	2
70万区民となる見込→議員定数をどうするか		9	2
議会(間接民主制)と区民参加の折り合い		9	2
首長と議会が対立する場合 首長がやめさせられてしまつては 区民の信託にできていない		9	3
議会は、住民の意見をきく。		9	3
「信託」と議会との関係も考慮する必要がある。		9	3
陳情は、「継続」するより「採択」、「不採択」を明確にすべき。 陳情趣旨を明確に伝えるため、代表者に説明させるべき。		9	3
議会も区民の意見を聞くべき。このような懇談会のようなもの。		9	3

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 番号	班
議会の録画 区民が参加しやすい公開性 (夜間、休日開催など) ⇔区民は傍聴の責任もある		9	3
「選挙=参加であって、個々の参加は不要」と言うのは古い政治学の考え。		9	3
議会は住民の力をもっと利用すべき。		9	3
開かれた会議の場とする。		9	3
主権者としての権利行使であるので、陳情・請願という言葉を用いないで、表現できないか。		9	3
議会運営条例をつくる。		9	3
議会、議員の権限発動が十分に成し得るための、仕組みに関する規定は、必要ではないか。		9	3
議会は、討論の場になっていない。討論の場とすべき(自由討論の時間も考える)		9	3
議会は、区民参加を望んでいるのか。逆に敵視していないか。 文京区23条「区民との直接対話の場を設ける」は参考にすべき。		9	3
6-2 議員の役割・責務			
議会の行動をしばるものは、この例の中にはない、区民との関係で記述してはどうか。		9	3
区民の意見を聞く。 区民参加の規定		9	3
議員は、もっと勉強すべき。		9	3
勉強する(立法機能の発動)		9	3
区民の意見を聞く 雅量を議員が持てるか。		9	3
議員一人ひとりが、条例を作ってはどうか。		9	3
会派としてではなく、一人の区議会議員として対応すべきではないか。		9	3
6-3 議会事務局の役割・責務		9	3
区民と議会との障壁とならない。両者をつなぐべき		9	3
7. 条例の位置づけ、見直し規定			
7-1 条例の位置づけ			
条例の最高規範性を入れるべき		9	1
条例に基づき、他の条例等も見直す必要がある。		9	2
議会のことを書くのか、最高規範性を持たせるのかなど。		9	3
自治基本条例の位置付けにもよるのではないか。		9	3
他の条例を無効にすることはできない。		9	3
最高裁判例 旭川学力テスト事件 憲法 ↓ 教育基本法 ↓ その他の法 できるだけ解釈運用の基準		9	3
7-2 条例の見直し規定			
条例制定後、半年、一年で作った結果、どうなったかを確かめる必要がある。		9	1

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 番号	班
条例改廃に関することをうたっておく。 具体的な提案にしておく。 その程度にはいろいろある・・・		9	2
住民の意思表示の手續についてふれる		9	2
条例の改正 区民の意思表示に関する手續規定が必要		9	2
7-3 条例文の書き方			
条文は細かく書く必要はないのでは？		9	1
だれでも読んでわかる、わかりやすい案文に		9	2
細かい規定は別途個別に定めても良い。		9	2
8. 分野別まちづくり課題			
8-1 防災・防犯			
防災、防犯、防火等を推進すべきではないか。		2	3
防災訓練の充実を図るべきではないか。		2	3
セーフティネットなど、全練馬での防犯対策が必要ではないか。		2	1
安全・安心が練馬のまちづくりのテーマである。		2	2
練馬の犯罪は、最悪に近い状態にある。		2	2
学校は、防災の拠点・センターにすべきである。		2	2
平和		3	1
学校・農園・空き地を防災の拠点センターにする。		3	2
防災・防犯		3	3
安心安全のまちづくり条例をしめすことを考える。		3	3
練馬区で活動する企業・個人は、練馬区民が安全で安心して生活できるための配慮をしなくてはならない。		3	3
安全・安心街づくりの具体的課題の推進		3	3
平和都市		3	3
安心して歩ける。		4	1
安全・安心		4	1
自警団		4	1
消防団(防災) 危険マップ 練馬独自のものはなし 土地(地価)が下がる⇔知っていればいい(再)		5	2
避難拠点を地域コミュニティの核に		7	2
8-2 環境			
自治活動への参加を通じて強く感じたのは、練馬区は宅地化が進みつつも、緑を大切にしているので、リサイクル、農業、防災をはじめ、多種多様な自治活動が展開できる、恵まれた環境にあるということだった。	10		
タバコやごみをポイ捨てする人がいる。誰が掃除をするのか。住民一人ひとりの意識を高めるような条例もほしい。		2	1
ときたま、子犬の散歩でフンの処理がしていないことがある。		2	1
タバコの吸いがらの処理場所の充実		2	1
緑と水、自然保護のために、「先手、先手」を打つべきだ。		2	1
愛犬が生きやすい環境を維持していきたい。		2	1
緑の多いまちづくりを進めるべきではないか。		2	3

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 番号	班
畑や牧場を残すべきではないか。		2	3
緑との共生を盛り込む		3	1
緑豊かな美しい街づくり		3	1
豊かなまちづくり		3	1
自然		3	1
環境		3	1
公園と川・池の掃除		3	1
緑化への取り組み		3	3
練馬区は良好な住宅地だと思いますので新宿などの街と違い、大型店の深夜営業は必要ないのではと思います。地球の温暖化をふせぐためにも、青少年の健全な育成のためにも。		3	3
国が決めた最低基準ではなく、独自に規制値を定めるべき。ダイオキシン規制など、横浜市はやっている		7	3
8-3 福祉			
子どもや高齢者に声かけをできる区を目指すべきではないか。		2	3
ボランティア活動の活性化を図ることが必要ではないか。		2	3
学校の空き教室等を利用したソーシャルセンターの設置を図ってはどうか。		2	1
弱者にやさしいまちづくりが大切ではないか。		2	1
福祉が良いと思うので、他区より高齢者が集まって来ているのではないか。高齢者の面倒を見る若者の住宅の家賃を補助してはどうか。		2	1
高齢者の虐待防止を進めるべきではないか。		2	3
福祉の充実		3	1
高齢者の雇用機会を拡大する。 労働人口が減る。		3	1
障害者自立支援法と自治体の取り組みについて		3	2
老人福祉と保育園の共存		3	3
福祉の位置づけ		3	3
定年退職者の活用		3	3
福祉の充実 高齢化に向けて		4	1
高齢者の活躍の場がある(再)		4	2
少子高齢化対応のまちづくり(再)		4	2
安心・安全な生活確保(再)		4	2
福祉の充実		4	2
医療施設の充実を図る		4	2
8-4 都市基盤・計画			
細い道路の整備が遅れているので、必要に応じて買収しながら広げてほしい。		2	1
歩道に電柱が出っ張っている。		2	1
狭い歩道を自転車が歩行者を蹴散らすように走っている。自転車は車道を走るときと思うが、車道を走るのも危険なので、自転車道を作ってほしい。		2	1
夢のある宅地開発を誘導すべきではないか。		2	3
道路が狭い。車道と歩道の区別がある道路が少ない。		2	3
次世代につないでいく住みよい環境		3	1
農地の問題は練馬固有の問題		3	2
都市計画見直し(虫食い開発)		3	3

項目	備考		
	作文番号	懇談会番号	班
マンション老朽化により入居者が少なくなる。 高層化すればいいというものでない。		3	3
建物の外観		4	1
色の調和		4	1
実は居住性が良い		4	2
建物は3F建てくらいがいい。10Fでは高齢者につらい。		4	2
2F建てが乱立すると緑がなくなる		4	2
公園などの広場にトイレを設置することの必要性		5	2
8-5 教育・文化・子育て支援			
子どもに関して、縦割り行政の弊害が出ている。		2	1
施設での使い勝手が悪い。「子どもにやさしい練馬」を目指してはどうか。		2	1
文化施設では、プロと区民の共演のチャンスを作り、文化レベルのアップを図ってはどうか。		2	1
練馬区は68万人の人口を持つ大きい区であり、都内23区システムが横並びなので、練馬独自のシステム(教育など)があってもよいのではないか。		2	1
教育委員会・子育て支援・青少年育成の連携が必要ではないか。		2	1
子育て問題が重要である。高齢者や障がい者問題が重要である。		2	2
保育に対する予算を数の論理で削ることではなく、保育園への待機児をなくすことが大切ではないか。		2	3
子どもの虐待防止対策が必要であり、母を支援すべきではないか。		2	3
障害児を地域の普通学級へ通学させることが大切である。		2	3
文化		3	1
小中学校の教育に非常勤で民間人が教えられる。 教育問題、道徳マナー、子育て支援、青少年連携		3	1
少年育成(薬物乱用)		3	2
安心して子育て出来る環境整備		3	3
マナー 教育		4	1
教育(協育)		4	1
子育てを「経験」「知恵」の面で支援		4	2
義務教育の場への教育の立場としての参加		4	2
子どもたちの施設		4	2
指導者		4	2
保護者		4	2
スポーツが盛んなまちづくり(社会体育の醸成)		4	2
8-6 公共施設の充実			
区立地区区民館の民営化 → 活性化(地域)		3	3

備考の「作文番号」は、公募委員の応募作文の要旨を整理したものです。また、「懇談会番号」と「班」は、ワークショップを開催した区民懇談会の回数とワークショップの班名を示します。

起草部会の設置

提言の案を作成するために、平成18年2月13日に起草部会を設置した。

	氏名	所属・住所等
学識経験者	部会長 沼田 良	作新学院大学総合政策学部教授
	副部会長 小原 隆治	成蹊大学法学部教授
	野口 暢子	学習院大学大学院政治学研究科 研究生
公募区民等	木戸 陽成	南大泉 (公募区民)
	関根 和弘	石神井台 (公募区民)
	副部会長 長谷川 和寛	北町 (公募区民)
	三浦 亜紀	小竹町 (公募区民)
	村上 祐允	貫井 (公募区民)
区内各界から選任する者	秋山 隆幸	商店街連合会
	副部会長 大島 いずみ	消費生活センター運営連絡会
	高橋 司郎	環境清掃推進連絡会
	若井 治子	男女共同参画推進懇談会

起草部会の検討経過

回数	開催日	主な検討内容等
第1回	2月13日(月)	部会長等の選出 提言のまとめ方
第2回	2月23日(木)	項目立て・作業分担 当面のスケジュール
第3回	3月1日(水)	提言たたき台 「総則」の検討
第4回	3月6日(月)	「総則」の協議 たたき台の作成
第5回	3月21日(火)	「自治拡充の制度」の協議
第6回	3月22日(水)	「総則」の協議
第7回	3月25日(土)	「役割・責務」の協議
第8回	4月3日(月)	「自治拡充の制度」の協議
第9回	4月6日(木)	「自治の担い手」の協議
第10回	4月10日(月)	「提言たたき台」の協議
第11回	4月25日(火)	「提言たたき台」修正案の協議
第12回	4月28日(金)	「提言たたき台」修正案の取りまとめ作業
第13回	5月1日(月)	「提言たたき台」修正案の再協議
第14回	5月22日(月)	「提言案」の協議
第15回	5月23日(火)	「提言案」の協議
第16回	5月30日(火)	「提言案」の協議
第17回	6月8日(木)	「提言案」の協議
第18回	6月19日(月)	最終案と庁内報告の比較検討

(仮称) 練馬区自治基本条例を考える区民懇談会 提言

平成 18 年 (2006 年) 7 月 3 日

発行 (仮称) 練馬区自治基本条例を考える区民懇談会

事務局 練馬区企画部企画課

〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1

電 話 03(3993)1111 代表

03(5984)2448 直通

ファクス 03(3993)1195

メ ー ル kikaku02@city.nerima.tokyo.jp

区民懇談会において用いられた検討資料や議事録などについては、区ホームページをご覧ください。

区ホームページ <http://www.city.nerima.tokyo.jp>